

# 公益社団法人調布市スポーツ協会表彰規程

平成 24 年 3 月 21 日

体育協会規程第 14 号

改正 平成 27 年 6 月 30 日規程第 3 号 平成 30 年 3 月 28 日規程第 3 号  
令和 2 年 3 月 1 2 日規程第 1 号 令和 3 年 3 月 30 日規程第 2 号  
令和 4 年 10 月 12 日規程第 5 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人調布市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第 4 条第 6 号に基づく表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (表彰の種類等)

第 2 条 表彰は、スポーツ功労表彰、優秀表彰、特別表彰並びに役員表彰とする。

2 表彰を受けたものであっても更にその理由が生じたときは、重ねて表彰することができる。

3 表彰を受ける者が受賞前に死亡した場合は、その遺族に対して行うものとする。

## (表彰審査会)

第 3 条 表彰の適正を期するため、公益社団法人調布市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に、公益社団法人調布市スポーツ協会功労者表彰審査会（以下「表彰審査会」という。）を置く。

2 表彰審査会の所掌事項、構成等に関する事項は、別に定める。

## (スポーツ功労表彰)

第 4 条 スポーツ功労表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) スポーツ協会の会員若しくは関係のある個人又は団体のうち、調布市のスポーツの普及振興に功績が顕著なもの及び技術力の向上に貢献したもので、スポーツ協会加盟団体等の推薦を受けたもの
- (2) スポーツ協会の発展のために寄附又は奇特定の行為のあったもの
- (3) スポーツ協会の会員で著しい篤行により他の模範となるもの
- (4) その他、公益社団法人調布市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）

が候補者として推薦し，表彰審査会で認められたもの

2 前項第1号に該当するものに係る表彰は1回限りとし，その推薦にあつては，次の各号に掲げる要件を満たしたうえで功労者表彰推薦書（第1号様式）によらなければならない。

- (1) 加盟団体の役員(理事以上の職)及び指導員の職に10年以上活動し，現在も継続中の者
- (2) スポーツに関する功績により，次に掲げる表彰を受けていないもの
  - ア 調布市民表彰（スポーツ功労に限る。）
  - イ 東京都市町村体育協会連合会表彰
  - ウ 公益財団法人東京都体育協会生涯スポーツ功労者表彰
  - エ 東京都スポーツ功労賞
  - オ 東京都スポーツ振興功労
  - カ 生涯スポーツ功労者表彰（優秀表彰）

第5条 優秀表彰は，次の各号の一に該当するものに対して行う。ただし，第1号から第3号までに掲げるものにあつては，当該各号に掲げる大会にその予選会を経て出場し，又はその競技の上部団体の推薦により出場したものでなければならない。

- (1) 全国大会（日本選手権，国民体育大会等）で優勝したもの
- (2) 東京都大会，関東大会及び東日本大会において，2年以上連続優勝したもの
- (3) 市町村大会において，3年以上連続優勝したもの
- (4) その他，会長が候補者として推薦し，表彰審査会で認められたもの

2 第2条第2項の規定にかかわらず，団体表彰を除き3回までの表彰とし，3回目の受賞時に「CHOFU SPORT AWARD」として重ねて表彰するとともに，スポーツ協会ホームページ等で顕彰する。

（特別表彰）

第6条 特別表彰は，次の各号の一に該当するものに対して行う。ただし，第1号に掲げるものにあつては，その予選会を経て出場し，又はその競技の上部団体の推薦により出場したものでなければならない。

- (1) 国際大会（オリンピック・パラリンピック，世界選手権，ワールドカップ等で20か国以上の参加のある大会）で優れた成果を挙げたもの
- (2) その他，会長が候補者として推薦し，表彰審査会で認められたもの  
（役員表彰）

第7条 役員表彰は，定款第22条に規定するスポーツ協会役員を退任した者のうちから，次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 会長として2年以上その職にあった者
- (2) 副会長，監事，専務理事又は常任理事として4年以上その職にあった者
- (3) 理事として6年以上その職にあった者  
（表彰の方法及び時期）

第8条 表彰状を贈呈して行い，記念品を添えることができる。

2 表彰は，市民体育祭の開会式のときに行う。ただし，特別の理由があるときは，この限りでない。

（待遇）

第9条 役員表彰を受けた者には，次に掲げる待遇をすることができる。

- (1) スポーツ協会の公式行事等への参列
- (2) 死亡の際における弔慰金の贈呈
- (3) 前2号に掲げるもののほか，会長が必要と認める待遇  
（表彰の制限等）

第10条 表彰を受けようとするもの又は受けたものが，本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失ったと認めるときは，表彰を行わず，又は取り消すことができる。

（委任）

第11条 この規程の施行について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規程第3号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日規程第1号）

（施行期日等）

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の受賞者から適用する。

附 則（令和3年3月30日規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月12日規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。